



# JAPAN P&I NEWS

---

外航組合員各位

## ナイジェリアー租税法

ナイジェリアのコレスポンデント Femi Atoyebi & Co.から以下の情報を入手しましたので、ご参考に供します。

ナイジェリアでは数年前の租税法改正により、外国の船会社に対してもナイジェリア国内で得た収入に対して税金を課すことができるようになっていました。ナイジェリアの連邦税務局は、ナイジェリアにおける貨物の運送を経済活動とみなし、船主やオペレーターに対して税金を納めるよう求める動きを見せています。最近、同コレスポンデントでもこの問題の取り扱いが数件ありました。

本船がナイジェリアに寄港する予定がある場合は、この点に十分ご注意願います。

以上